

## 第2章 計画の基本的事項

### 1 計画の目的

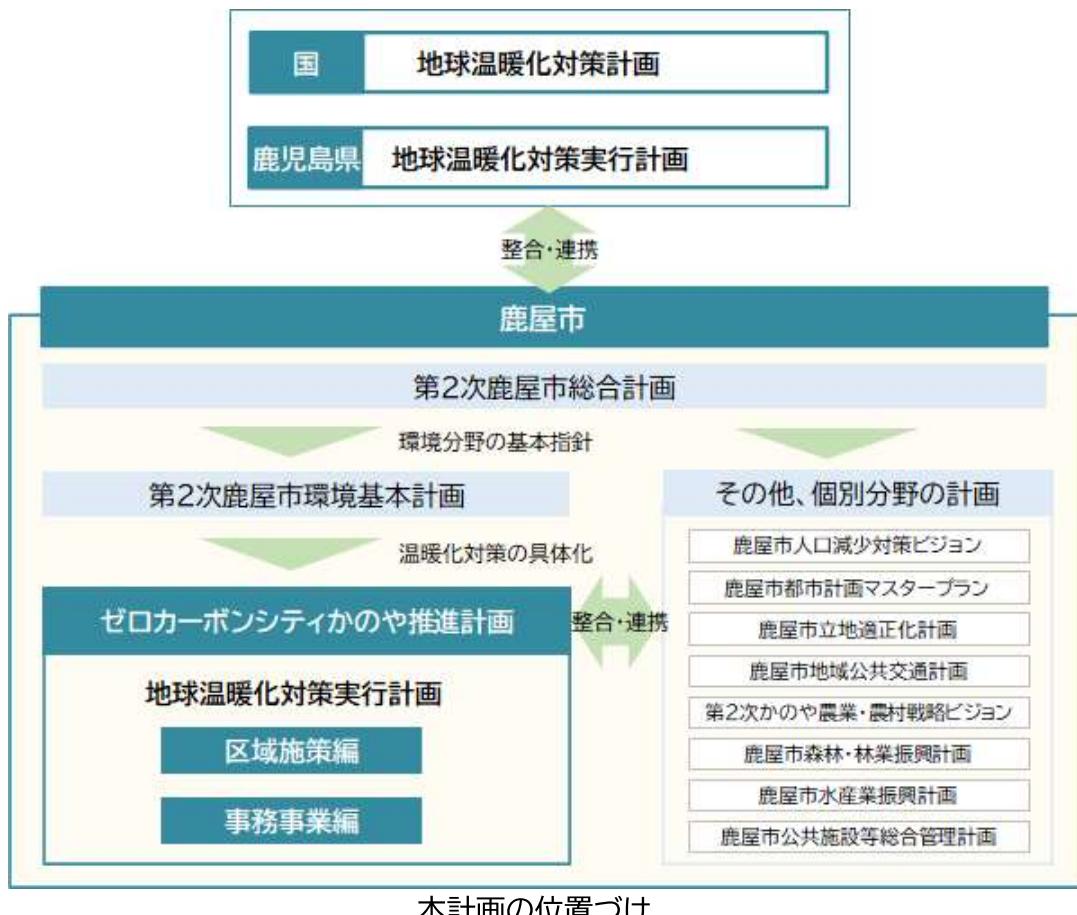
2050 年の「ゼロカーボンシティかのや」の実現に向けて、市民・事業者・行政などのあらゆる主体が一体となって、取組を加速化する必要があります。そこで、本計画は、本市の自然的・社会的条件に応じて、省エネルギーの推進や地域資源である再生可能エネルギーの有効活用など温室効果ガス排出量の削減を行うための施策に関する事項を定めることを目的とします。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」であり、市域全体の地球温暖化対策（区域施策編）の他に、本市の実施する事務事業に係る地球温暖化対策（事務事業編）を含んで構成します。

また、本計画は、上位計画である「第2次鹿屋市総合計画」や「第2次鹿屋市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策に関する施策を体系的に取りまとめた実行計画であり、本市の目指す「ゼロカーボンシティかのや」を実現するため、環境保全分野はもとより、まちづくりや産業などあらゆる分野の関連計画と連携して推進します。

また、国の「気候変動適応法」に基づく市域における適応の推進を図る計画として位置づけます。



### 3 計画の期間

計画の期間は、令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの期間とします。なお、2050年二酸化炭素排出量の実質ゼロに向けた長期計画を見据えた計画とします。

また、目標の達成状況や社会情勢等に応じて、隨時、計画の見直しを行います。

### 4 計画の対象

本計画の対象範囲は市全域とし、対象とする温室効果ガスは二酸化炭素<sup>2</sup>とします。

市民生活や事業活動など様々な活動でエネルギーが使用され、二酸化炭素が排出されていることから、二酸化炭素排出量の削減対策を中心に取り組みます。

区域施策編において対象とするガス及び部門

対象ガス	部門	主な発生源
エネルギー起源の 二酸化炭素	産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業等での エネルギー使用
	業務部門	オフィスや店舗などのエネルギー使用
	家庭部門	家庭でのエネルギー使用
	運輸部門	自動車、船舶でのエネルギー使用
非エネルギー起源の 二酸化炭素	廃棄物部門	一般廃棄物の焼却処理

<sup>2</sup> 温室効果ガスの種類としては、二酸化炭素のほかにメタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガスの合計7種類がありますが、日本全体の温室効果ガス排出量の9割以上を二酸化炭素排出量が占めています。また、環境省の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和4(2022)年3月)において、二酸化炭素排出量の把握が特に求められることから、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。